

7 その他の取組

(1) 気運醸成と情報提供

市町村支援・市町村合併に対する各種問い合わせへの対応や必要な情報提供など地域に密着した相談窓口として、各地方振興事務所及び総務部市町村課に「市町村支援・合併相談コーナー」を設置したほか、シンポジウム・講演会等の開催やパンフレットの配布、出前講座の実施等を通じ、市町村合併の推進に関する気運醸成を促進した。

また、ホームページや県政だより等の活用により広く情報を提供したほか、関係団体等との連携、協力により、市町村合併について広く住民の理解、認識を深めるための啓発事業を行った。

加えて、後述する「みやぎ新しいまち・未来づくり推進事業補助金」により、公共的民間団体等が行う市町村合併の推進に関する講演会の開催や調査研究事業、その他気運醸成に資する事業に対し、その経費の一部を支援した。

(2) 合併研究会及び合併協議会への支援

市町村合併に関する調査研究や市町村合併に向けた具体の協議を行うために、後述する「みやぎ新しいまち・未来づくり交付金」や「市町村合併準備交付金」により、合併研究会や合併協議会の運営に要する経費に対して財政支援を行うとともに、要望に応じて合併協議会事務局への県職員の派遣を行った。

(3) 合併市町への支援

新市町の要望に基づき、一定期間、必要に応じて県職員を派遣したほか、市町村職員が合併後に新たに必要となる業務に関する専門知識、技術等の修得に資するため、市町村の要望に応じて研修派遣を受け入れた。

また、合併により新たに市制を施行することに伴い、従来県が行っている事務の移管等が円滑に行われるよう、必要な支援等を行った。

(4) 財政的な支援

①合併旧法下（平成10年度～平成17年度）における財政支援措置

「みやぎ新しいまち・未来づくり交付金」

○交付対象者

合併市町村、合併関係市町村、合併協議会等

○交付対象事業

- a. 市町村合併をテーマとする調査研究事業や講演会等の啓発事業
- b. 合併協議会の運営

- c. 合併市町村が行う行政サービスの格差是正事業や、広域サービスシステムの整備、市町村建設計画に基づき合併から5年以内に着手する各種施設の整備等

○交付額

10/10（合併1件につき5億円を上限）

- ※交付対象事業のうち、aは1会計年度当たり上限100万円（2年を限度）、
bは原則として500万円+100万円×構成市町村数（1会計年度当たり上限1,000万円・3年を限度）

②合併新法下（平成19年度～平成21年度）における財政支援措置

「宮城県市町村合併準備交付金」

○交付対象者

「宮城県市町村合併推進構想」において「新法下での合併を推進すべき市町村の組合せ」に位置付けられた市町村の合併協議会等

○交付対象事業

合併協議会の運営経費や市町村合併をテーマとする調査研究事業、講演会等の啓発事業等

○交付額

- ・合併研究会等が行う市町村合併をテーマとした調査研究事業や啓発事業等：上限100万円（1年間限り）
- ・任意合併協議会の運営経費等：上限500万円（1年間限り）
- ・法定合併協議会の運営経費等：500万円+100万円×構成市町村数（1会計年度当たり上限1,000万円、3年を限度）

③合併旧法・新法下（平成12年度～平成21年度）における財政支援措置

「みやぎ新しいまち・未来づくり推進事業補助金」

○交付対象者

公共的民間団体（営利を目的としない公共的な活動を営む民間団体のうち、政治団体及びこれに準ずる団体、宗教団体並びに特定の思想の普及を目的とする団体を除いた団体）

○交付対象事業

市町村合併の推進に関する調査研究事業や、講演会の開催等市町村合併の推進に関する気運醸成に資する事業

○交付額

補助対象経費の1/2（1会計年度当たり上限50万円、2年を限度）